

入札説明書

令和8年1月9日に公告した令和7年度岡山県情報セキュリティ監査業務に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に対して、質問・回答書（様式第3号）により説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

- (1) 公告番号 デジ第465号
- (2) 業務名 令和7年度岡山県情報セキュリティ監査業務
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 岡山県総務部デジタル推進課長が指定する場所
- (5) 業務内容 業務仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に搭載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「8 情報・通信サービス」かつ、小分類が「6 情報セキュリティサービス」であり、格付区分がAであること。ただし、岡山県において情報セキュリティ監査業務を実施した実績がある事業者に限り、格付区分がBであっても入札への参加を認める。
- (3) 受託者はISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- (4) 受託者は情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（独立行政法人情報処理推進機構）の情報セキュリティ監査サービス分野及び脆弱性診断サービスに登録されていること。
- (5) 受託者は令和6年度に国の省庁、都道府県および市町村に対する10件以上の情報セキュリティ監査を実施した実績を有すること。
- (6) 各診断又は監査単位で、監査責任者、監査担当者、監査補助者、アドバイザー等で構成される監査チームを編成すること。
- (7) 監査の品質の保持のため監査品質管理責任者、監査品質管理者等の監査品質管理体制をつくること。
- (8) 監査チームには、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が1人以上含まれていること。
 - ア システム監査技術者
 - イ 公認情報システム監査人（CISA）
 - ウ 公認システム監査人
 - エ ISMS主任審査員

オ ISMS 審査員

カ 公認情報セキュリティ主任監査人

キ 公認情報セキュリティ監査人

(9) 監査責任者は、確実なプロジェクト運営を行う必要があるため、次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ア プロジェクトマネージャ

イ PMP PMI

(10) 監査担当者のうち1人以上の者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、診断又は監査には必ず、有資格者が1人以上参加すること。

ア 情報処理安全確保支援士

イ 情報セキュリティスペシャリスト

ウ 公認情報システムセキュリティプロフェッショナル (CISSP)

(11) 監査チームには、監査の効率と品質の保持のため次のいずれかの実績（実務経験）を有する専門家が1人以上含まれていること。

ア 情報セキュリティ監査

イ 情報セキュリティに関するコンサルティング

ウ 情報セキュリティポリシーの作成に関するコンサルティング（支援を含む。）

(12) 監査チームの構成員が、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等の担当をしていないこと。

(13) 情報システムの診断及び監査には、現地作業も含め、検証対象の機器に精通し（10）に掲げる資格を有する者が1人以上従事すること。

(14) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(15) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(16) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(17) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(18) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課

電話番号 086-226-7266（直通）

ファックス番号 086-235-9737

4 入札手続等

(1) 業務仕様書等の配布期間及び場所

① 配布期間

令和8年1月9日から同月20日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条

例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。) の午前9時から午後5時まで

② 配布場所

上記3の契約条項を示す場所に同じ。

なお、岡山県デジタル推進課ホームページ

(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) からダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加申込み方法

① 提出書類

一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書(様式第1号)その他添付書類

② 提出期間

令和8年1月9日から同月20日までの午前9時から午後5時まで

③ 提出場所

上記3の契約条項を示す場所に同じ。

④ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)

(3) 入札参加資格要件の審査

① 事前審査

一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書(様式第1号)を提出した者について、上記2(1)から(18)までの事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を令和8年1月21日までに入札参加資格不適合通知書(様式第2号)により通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

② 事後審査

上記①の事項を除く入札参加資格要件の審査は、開札後に行う。

事後審査は、入札参加資格要件をすべて満たしている者1名を確認するまで、最低価格入札者から入札価格の低い順に行い、入札条件に不適合が認められる者があった場合には、当該入札参加者にその旨を通知する。

③ 入札参加資格がないとされた理由の説明要求

入札参加資格不適合通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、上記3のあて先に、ファックスにより、入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様書等に対する質問の受付及び回答

① 受付期限

令和8年1月9日から同月20日までの午前9時から午後5時まで

② 質問方法

「質問・回答書」(様式第3号)を電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後は、必ず電話であて先に届いていることを確認すること。

③ 質問のあて先

岡山県総務部デジタル推進課

電子メールアドレス sec@pref.okayama.lg.jp

④ 回答方法

一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書(様式第1号)を提出し、かつ開札前の入札参加資格要件に適合している者に対して、令和8年1月21日までに岡山県ホームページにより回答する。ただし、回答内容が質問者固有のものである場合、セキュリティ上明らかにすることが適当でない事項、この入札に直接関係のない質問、その他回答

することが不適当と認められる質問に対しては、回答方法を変更し、又は回答を行わない場合がある。

5 入札の日時及び場所等

入札に参加する者は、入札書（様式第4号）を下記のとおり提出しなければならない。

（1）日時及び場所

- ① 日 時 令和8年1月23日 午後2時
- ② 場 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課入札室（岡山県庁地下1階）

（2）入札方法

- ① 提出方法
持参（郵送又は電送による入札は認めない。）
- ② 入札書の記載方法

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第1号）に記載した契約を締結する権限を有している者について記入し、岡山県との契約に使用する印鑑を押印すること。

本件の契約金額に係る消費税及び地方消費税の税率については、10%を適用することを前提に算出すること。よって、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③ 代理人による入札

入札に際し、代理人により入札を行う場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状（様式第5号）を入札当日持参し、入札前に提出すること。

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、契約を締結する権限を有している者について記入するとともに、当該代理人（受任者）の住所、氏名を記入し、委任状に使用した印（受任印）を押印すること。

（3）その他

- ① 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。
なお、入札金額の訂正は認めない。
- ② 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ③ 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- ④ 入札をした場合において、落札候補者がないときは、直ちにその場において再度入札を行う。

6 入札の無効

次の入札は無効とする。

- （1）この入札説明書に規定する入札参加資格のない者のした入札
- （2）提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- （3）上記4（3）②に規定する事後審査において不適合と認められた者のした入札

(4) その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

7 落札者の決定方法

- (1) 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を第1順位落札候補者とする。
- (2) 第1回目の入札で落札候補者がいない場合は、再入札を行う。再入札においても落札候補者がいない場合は、再々入札を行う。再々入札でもなお、落札候補者がいない場合は、入札は不調とし、最低価格の入札者と随意契約をすることがある。
- (3) 第1順位落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ第1順位落札候補者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 落札決定は、上記4(3)②の事後審査が完了した後に行う。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として見積った契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 入札保証金及び契約保証金の免除

入札保証金及び契約保証金の免除を希望する場合は、入札参加資格確認申請書の添付書類として、財務規則第133条及び財務規則第155条各号のいずれかに該当する者であることを確認（証明）できる書類を提出すること。

9 契約書の作成等

- (1) 契約書を作成する。
- (2) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第6号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (3) 落札者は、入札金額の内訳書を提出すること。